

可児市農業委員会第10回農業委員会総会議事録

開催日時	平成27年10月5日(月)午後1時30分から3時20分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、 生田 信昭、 吉田 正則 奥村 信隆、 可児 隆彦、 續木 明彦、 山田 照男、 菱川 幸夫、 杉本 隆久、 井藤 平榮、 堀井 省治、 大澤 正幸、 小池一二三、 渡邊 千春、 可児すみ子、 勝野 英俊、 可児 勉、 土田 幸嗣、 仙石 廣男
事務局	事務局長 牛江 宏 課 長 堀部 建樹、係長 渡辺 義信、書記 山本 尚美
議案	第58号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第59号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第60号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第62号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第63号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議長	平成27年第10回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 16番勝野英俊委員は少し遅れるということですので、よろしく願います。 本日の欠席委員はなしで、只今の出席委員は19名と定足数に達しておりますので、これより平成27年第10回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、14番渡邊千春委員、15番可児すみ子委員の両名を指名します。
議長	日程第2、議案第58号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第58号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は2件の申請があります。 受付番号1の案件は、申請人の長洞の方が、太陽光発電設備を設置するため転用許可を求めるものです。 土地の概要は、長洞字三ツ釜外7筆、地目は田と畑、面積は合計2,515㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地・長洞ポンプ場・雑種地と道路、西側は道路と申請人の畑、南側は申請人の田、北側は水路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としまして、太陽光発電設備 250kw を設置する申請です。

農地転用許可区分は、住宅団地及び公益事業施設が近接しており、農地の一団が 10ha 未満であることから第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 2 の案件は、申請人の下恵土の方が、共同住宅を建設するため転用許可を求め

るものです。土地の概要は、下恵土字野林外 3 筆、地目は畑、面積は合計 660 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は道路、西側は道路沿いの水路、南側は畑、北側は道路沿いの水路となっており、平成 28 年 5 月末までの計画としての申請です。

転用事由としまして、1 棟 2 階 6 戸の共同住宅を建設する申請です。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっ

ていることから、特に支障になることはないと思われま

す。

以上です。ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号 1 長洞をお願いします。

受付番号 1 について、2 番生田が報告します。

太陽光発電設備を造るという目的で、申請地一体は田として利用していた所と荒廃農地が含まれています。農業用水はため池から山側を流れて下へ流れていますので、農業への影響はありません。資料では隣地同意書がなしとなっていますが、北側に一部農地がかかっておりまして隣地同意書が提出されており、問題ないと思

います。ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 2 下恵土をお願いします。

受付番号 2 について、17 番可児が報告します。

周囲は日通の倉庫が群がっており、その一角に畑を埋め立てて共同住宅を建てるというこ

とで、問題ないと思

います。【意見なしの声多数あり】

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 2、議案第 58 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県へ進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

異議ないものと認め、本案件は原案のとおり県へ進達することに決しました。

日程第 4、議案第 59 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第 59 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農

議 長
生田委員

議 長
可児(勉)委員

議 長

議 長

議 長

議 長

事 務 局

地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転 8 件、贈与による所有権移転 1 件、使用貸借権の設定 1 件、賃貸借権の設定 1 件、合計 11 件の申請があります。

受付番号 1 の案件は、譲渡人の多治見市の方と譲受人の中恵土の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が駐車場・家庭菜園とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字桃塚外 1 筆、地目は畑、面積は合計 473.6 m²。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は譲受人の宅地と道路、西側は宅地、南側は畑、北側は宅地となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は申請地東側に隣接して居住しており、駐車場・カーポート及び家庭菜園地として一体利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所中恵土連絡所まで 150m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は雨水排水溝を設け前面道路側溝へ放流、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 2 の案件は、貸付人の石森の方と借受人の石森の方夫婦との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅を建築する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、石森字一町田、地目は畑、面積は 254 m²。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑、西側は道路、南側は道路、北側は道路となっており、平成 28 年 5 月 15 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、借受人達は貸付人の孫娘夫婦であり、個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、名鉄明智駅まで 480m 及びアカシクリニックまで 490m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は南西角に雨水枡を設けそこから南 20m 程先の水路へ放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 3 の案件は、譲渡人の名古屋市守山区の方と譲受人の名古屋市名東区の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が駐車場及び物置を設置する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、兼山字中道外 1 筆、地目は田、面積は合計 108 m²。農振区域外の農地で、申請地の東側は鉄道用地、西側は道路、南側は雑種地、北側は宅地となっており、許可後 3 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、申請地西側の道路対面となる住宅を賃貸物件として、その駐車場及び物置敷地として一体利用するとの計画であります。

なお、譲渡人より農地法の許可を受けずに車庫を建設し利用しており、始末書が添付されています。

また、譲受人より農地法の許可を受けずにコンクリートで埋め立てしまい、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、住宅施設及び太陽光発電施設が連たんしていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号4の案件は、譲渡人の土岐市の方と譲受人の大森の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築する目的のため転用許可を求

めるものです。土地の概要は、下切字神田外1筆、地目は畑、面積は合計180㎡。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は道路沿

水路となっており、許可後1年までの計画としての申請です。転用事由としましては、個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所姫治連絡所まで220mであることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障

になることはないと思われま

す。なお、同一の土地で関連案件の5条事業計画変更申請受付番号1が同時提出されておりますので、審議願うところですが、議案60号、事業計画変更申請にて審議願います。

受付番号5の案件は、譲渡人の東京都府中市の方と譲受人の今渡の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築する目的のため転用許可を

求めるものです。土地の概要は、土田字定安の一部、地目は畑、面積は458.49㎡。第1種住居地域内の農地で、申請地の東・北側は道路、西側は譲渡人の畑、南側は道路となっており、東・北側の道路は狭く1mのセットバックをして3m道路とし、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障

になることはないと思われま

す。なお、関連案件で西側農地の5条申請受付番号6が同時提出されております。受付番号6の案件は、譲渡人の東京都府中市の方と譲受人の今渡の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築する目的のため転用許可を

求めるものです。土地の概要は、土田字定安の一部、地目は畑、面積は231.29㎡。第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は譲渡人の畑、西側は道路、南側は道路、北側は道路となっており、北側の道路は狭く1mのセットバックをして3m道路とし、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は西側前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、関連案件で東側農地の5条申請受付番号5が同時提出されております。

受付番号7の案件は、譲渡人の東帷子の方と譲受人の大阪府吹田市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、東帷子字髭前、地目は畑、面積は416㎡。第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は畑と道路、西側は転用許可済み地と畑、南側は転用許可済み地と畑、北側は道路と畑となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号8の案件は、譲渡人の今渡の方と譲受人の今渡の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が貸し駐車場とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字下畑、地目は畑、面積は281㎡。近隣商業地域内の農地で、申請地の東側は道路、西側は道路と愛知用水、南側は鉄道沿い愛知用水、北側は譲渡人の貸し駐車場と道路となっており、許可後2ヶ月間の工事計画としての申請です。

転用事由としまして、譲受人所有の名鉄犬山線南側に位置する共同住宅の駐車場とする計画であります。

農地転用許可区分は、近隣商業地域内であることから、第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝へ放流、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、平成27年8月28日、4条許可を受けていたが、事業着手前に賃貸借から所有権移転に権利設定が変更したため、許可の取消し願いが提出されたものです。

関連案件で北側土地の5条事業計画変更申請受付番号2が同時提出されております。

受付番号9の案件は、譲渡人の加茂郡白川町の方と譲受人の美濃加茂市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字鳴子、地目は田、面積は244㎡。第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は譲渡人の田となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面に道路側溝を設置し14m程北の水路に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、同一の土地で関連案件の5条事業計画変更申請受付番号3が同時提出されておりますので、審議願うところですが、議案60号、事業計画変更申請にて審議願います。

受付番号10の案件は、譲渡人の今渡の方と譲受人の今渡の方夫婦との間における贈与による所有権の移転で、譲受人が一般住宅敷地とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町、地目は畑、面積は13㎡。第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は譲受人の宅地、西側は宅地と道路、南側は譲受人の宅地と転用許可済み地、北側は宅地となっており、許可後12ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、東側隣接の宅地の一体利用地として、住宅への進入路及び庭の一部とするとの計画であります。

なお、農地法の許可を受けずに宅地として利用しており、始末書が添付されています。説明資料を、始末書ありに書き加え訂正願います。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号11の案件は、賃貸人の川合の方外8名と賃借人の多治見市の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借人が医薬品販売業店舗を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字寺田外6筆、地目は田、面積は合計3,827㎡。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は県道と土地改良区の水路、西側は土地改良区の水路と道路、南側は土地改良区の水路、北側は道路沿いの水路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、医薬品販売店舗及び駐車場を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、あらい歯科医院まで130m及び梶の木内科医院まで190m住宅及び事業施設が連たんしていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は北西の駐車場兼用の調整池やその隅の調整ますなど排水施設を設置し北側水路に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号1中恵土お願いします。

山田委員

受付番号1について、7番山田が報告します。

雨水排水は前面道路側溝を利用するというので、農業用水への影響はないと思いま

議 長

渡邊委員

す。ご苦労さまでした。続きまして、受付番号2石森お願いします。

受付番号2について、14番渡邊が報告します。

東側は畑、西側は道路と家、南側は道路と家、北側は道路と可児川です。雨水排水は市排水路、上下水道は整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はないと思いま

- 議 長 山田委員
 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号3兼山お願いします。
 受付番号3について、7番山田が報告します。
 前面に県道八百津兼山線があり、雨水排水は前面道路側溝、農業用水への影響はないと思われま。始末書ですが、建屋の倉庫に関しては始末書がでており、現地確認時にはまだ工事中の始末書がでていないということで指摘しましたが、始末書がでていないということです。
- 議 長 井藤委員
 ご苦労さまでした。受付番号7下切については、事変の1番で説明しますので、受付番号5、6土田お願いします。
 受付番号5、6について、10番井藤が報告します。
 三角の土地で三方が道路に接しているところですが、北側の道路が狭いため1mのセットバックをされるということです。雨水排水について、受付番号5は自然浸透、受付番号6は既設のU字溝に接続、上下水道は既設の埋設管に接続、三方が道路ですので、農業用水への影響はないと思います。
- 議 長 勝野委員
 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号7東帷子お願いします。
 受付番号7について、16番勝野が報告します。
 一般個人住宅の建築ということで、申請地は西可児土地区画整理事業地内の畑です。北側は区画整理事業のメイン道路に接しており、雨水は道路側溝、下水は公共下水接続で農業用水への影響はなく、問題ないと思います。
- 議 長 菱川委員
 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号8今渡お願いします。
 受付番号8について、8番菱川が報告します。
 今年の8月に4条申請で承認いただいたところですが、その後、土地の持ち主が売りたいということで、今回5条申請されたもので、問題ないと思います。
- 議 長 菱川委員
 ご苦労さまでした。引き続き、受付番号10番お願いします。
 受付番号9番でよろしいですか。
 9番は飛びます。
 受付番号10番について、すでに宅地化されており、確認したところ始末書が提出されているということです。一般個人住宅の進入路ということで、問題ないと思います。
- 議 長 杉本委員
 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号11川合お願いします。
 受付番号11について、9番杉本が報告します。
 面積は4,000㎡くらいありますが、医薬品の店ができるということで、1mくらい下がったところですが、他に影響はないと思います。根
- 議 長 事務局
 ご苦労さまでした。事務局、どうぞ。
 事務局からお願いしたいですが、飛ばされました、受付番号4と9につきましては、第5条第1項の規定で許可申請に対する意見をいただきたいと思っておりますので、ご審議に加えていただきたいので、よろしくをお願いします。
- 議 長 菱川委員
 わかりました。受付番号9について、菱川委員お願いします。
 受付番号9について、8番菱川が報告します。
 数十年前に5条で申請済みでしたが着手していなかったもので、今回売買するということで、新たに事業計画変更と同時に5条申請がでております。一般個人住宅を建てるということで、雨水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に接続ということで、問題ないと思います。
- 議 長
 ご苦労さまでした、続きまして、受付番号4下切お願いします。

小池委員

受付番号 4 について、13 番小池が報告します。

事業計画変更がでておりますが、昭和 46 年に農地転用の許可が下りていましたが、宅地化されず農地としてそのまま残っていた用地です。その用地について第 5 条の許可申請がでておりますが、一般個人住宅の建築という目的で、周辺は宅地化されており、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路からと公共下水へ流すということで、農地としては終末にあたりますので、影響はないと思います。

議長

ありがとうございました。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何ご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 4、議案第 59 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長

異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長

日程第 5、議案第 60 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第 60 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は 3 件の申請です。

受付番号 1 の案件は、当初事業者は、住宅建築目的で転用許可を受けていたが、家庭事情により事業遂行の見込みがなくなり、農地のまま事業計画変更者に譲渡し、個人住宅を建築する目的のため承認を求めるものです。

当初事業者である譲渡人の土岐市の方と事業承継者である譲受人の大森の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字神田外 1 筆、地目は畑、面積は合計 180 m²。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は道路沿い水路となっており、許可後 1 ケ年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所姫治連絡所まで 220m であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、昭和 46 年 3 月、昭和 46 年 7 月にそれぞれ許可され工事未着手、農地性を喪失していないため、権利の移転を伴うものは、改めて関連案件の 5 条申請受付番号 4 を同時提出させています。

受付番号 2 の案件は、当初事業者は、平成 14 年 8 月の 4 条許可により共同住宅用駐車場として賃貸しており、同時申請の 5 条受付番号 8 と合わせて譲渡する目的のため承認を求めるものです。

当初事業者である譲渡人の今渡の方と事業承継者である譲受人の今渡の方との間に

おける売買による所有権の移転で、譲受人が貸し駐車場とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字下畑、地目は畑、面積は 137 m²。申請地の東側と南側は譲渡人の貸し駐車場、西側と北側は道路となっており、近隣商業地域内の農地です。

転用事由としまして、申請地南側の共同住宅入居者用の駐車場として賃貸する目的として申請するもので、許可後 2 ヶ月間の工事計画としての申請です。

農地転用許可区分は、近隣商業地域内であることから第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝へ放流、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。

なお、関連案件で 5 条申請受付番号 8 が同時提出されております。

受付番号 3 の案件は、当初事業者は、住宅建築を予定していたが家庭事情により計画を断念し、農地のまま事業計画変更者に譲渡し、個人住宅を建築する目的のため承認を求めるものです。

当初事業者である譲渡人の加茂郡白川町の方と事業承継者である譲受人の美濃加茂市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字鳴子、地目は田、面積は 244 m²。第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は譲渡人の田となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。

なお、昭和 44 年 12 月に許可され工事未着手、農地性を喪失していないため、権利の移転を伴うものは、改めて関連案件の 5 条申請受付番号 9 を同時提出させております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号 1、下切をお願いします。

小池委員 受付番号 1 について、13 番小池が報告します。

5 条申請の受付番号 4 で説明しましたが、昭和 46 年に転用許可を受けていた案件を、家庭の事情で住宅建築が難しくなったということで、譲渡して、譲受人が農地転用して住宅を建てる家を建てるということですので、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 2、3 今渡をお願いします。

菱川委員 受付番号 2、3 について、8 番菱川が報告します。

受付番号 2 について、4 条申請で許可が下りた案件ですが、売買するというので、譲渡人と譲受人が発生したので、事業計画変更の申請がでております。駐車場ということで、雨水排水は道路側溝、上下水道は接続なしで、問題ないと思います。

受付番号 3 について、昭和 44 年に 5 条申請が通ったわけですが着手してなかったということで、これを売買するというので、譲渡人と譲受人が変わったため申請がでて

議 長 おり、問題ないと思います。
 大澤委員 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
 大澤委員 受付番号1と3は理解しましたが、受付番号2は、元の方が自己転用して貸すということで許可を取ったわけですね。それを止めて売ることにしたということですね。この申請がでてくるといことは、地目は農地のままということですね。農地を渡すために事業計画変更の申請をしたといことは理解しますが、農地を渡す場合は5条の許可が必要だと思いますが、この場合は、どうして5条の許可がなくて、事業変更しても、登記簿が農地のものを移すのに、5条の許可なしで相手に土地の名義が移りますか、ということ質問します。
 議 長 事務局、お願いします。
 事務局 委員の言われることはもっともでございます。確かに4条の許可を受けて今度所有者が変わるといことで、4条を取り下げて改めて5条申請を出されたといことですが、この案件は以前に4条許可されて本来は地目変更できるのに、登記がなされずといことで、今回5条で申請されたものと合わせて譲渡するといことですが、5条の審議はされていないといことですので、今ちょっと説明できません。
 大澤委員 よろしいですか。
 議 長 大澤委員、どうぞ。
 大澤委員 説明資料のほうに、5条の受付番号8と合わせて譲渡するといことで、結構だと思えます。ですから、8番のところはこの土地の筆も入れないといけないと思えます。図面をみても、この筆は抜いて5条の8番を出してみえるので、5条を無視して所有権が移るかといったら、移らないと思えます。ただ、本来こんなことをしなくても、地目変更すれば終わります。それをやってないためにやろうとするなら、5条まで要るのではないかと思えますが。
 議 長 事務局、いかがですか。
 事務局 本来ですと、5条の申請にこの土地も含めて一緒に申請すればよかったといことで、そうすれば辻褃が合うことになりませんが、委員が言われたとおり、所有権移転といことですので、4条で許可されたものを事業計画変更にだすのはおかしいといことで、申し訳ないですが、5条にこの土地も含めて変更するといことでの審議をしていただいたらどうでしょうか。
 杉本委員 本人の承諾なしで変更はできないので、今回は保留にして、申請者に事情を説明して理解してもらって、再度申請してもらったほうが良いと思えます。
 事務局 わかりました。今回、この事業計画変更については、地権者に説明して5条での審議をさせていただくといことにしたいと思えますので、よろしくをお願いします。
 菱川委員 昨日、譲受人と会いましたので、今のようなはっきりしたことは言えませんが、二つの申請が分かれていたので、ちょっと難しいかもしれないといようなことは伝えておきました。説明していただければ理解できると思えますので、よろしくをお願いします。
 議 長 ありがとうございます。他に、ございませんか。
 議 長 【意見なしの声多数あり】
 議 長 ご意見も無いようすででお諮りいたします。日程第5、議案第60号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見については、原案のとおり

事務局 議 長 議 長 議 長 事務局 議 長 議 長 議 長 事務局 議 長 議 長

り県に進達することに、ご異議ございませんか。

受付番号2については、改めて審議させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

受付番号1と3について、県へ進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

日程第6、議案第61号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第61号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

今回の利用権の設定内容は、使用貸借2件で3,821㎡の集積となります。

受付番号1と2は、同じ借人でありますので、まとめて説明させていただきます。

貸人の瀬田の方外1名と借人の御嵩町上恵土の方との間の使用貸借権の設定です。

土地の概要は、瀬田字下縄手外1筆、地目は田、面積は合計3,821㎡、再設定で、平成32年までの5年間、利用集積を図るものです。以上で説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第6、議案第61号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛てに報告します。

日程第6、議案第62号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、を議題とします。それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第62号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、説明させていただきます。

今回は9月1日から9月30日までに受理した14件の案件について報告させていただきます。

下恵土の方外14名からの届出の案件は、田32筆、面積は20,155.85㎡、畑38筆、面積は14,827.74㎡の合計70筆、面積は34,983.59㎡です。

いずれも相続により所有権を取得し、農業委員会によるあっせんの希望については、ありませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

ご意見も無いようですので、本案件は原案のとおり受理します。

議

長

以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成27年第10回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。
誠に、ご苦勞様でございました。